

令和8年6月29日

熊谷市環境部環境政策課

能美防災株式会社妻沼東事業所の周辺井戸における
水質調査結果について（第3回公表分）

能美防災株式会社妻沼東事業所敷地内において、国の指針値を超える「PFOS 及び PFOA（以下「PFAS」）」が地下水から検出されました。

本市では市民の皆様の安全確保を最優先とし、市職員による周辺井戸の利用状況調査及び水質調査を継続して実施しております。

このたび、第3回公表分の周辺井戸水質調査結果並びに事業所排水及び水路の水質調査結果がまとまりましたので、以下のとおり公表いたします。

1 周辺井戸水質調査の概要及び結果

(1) 新たに判明した結果

ア 調査（採水）日

令和8年5月20日（水）から令和8年6月10日（水）

イ 調査対象エリア

これまでに実施した水質調査において、指針値の超過が確認された井戸を起点とし、そこから地下水の下流側にあたる半径 500m のうち、推定される地下水の主流動方向から、それぞれ左右に 60 度（全体で 120 度）の範囲に含まれる善ヶ島及び八ツ口地内の井戸

ウ 調査結果

調査対象エリアにおいて水質調査を実施した 8 井戸のうち、7 井戸で国の指針値※1を超過していることが判明しました。

なお、上記 8 井戸のうち、飲用として使用されている井戸はありませんでした。

調査対象エリア (次頁参照)	PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L)	指針値超過の有無
B	100	超過
	120	超過
C	18	適合
	53	超過
	200	超過
	290	超過
	410	超過
	580	超過

※1 国の指針値

- ・ PFOS 及び PFOA の合算値 50 ng/L 以下 (ng (ナノグラム)は 10 億分の 1 グラムを表す単位)
- ・ 指針値は、体重 50kg の人が水を一生涯にわたって毎日 2L 飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと推定されるレベル



※メッシュは一辺約 1km で表示

※個人情報保護の観点から、井戸の所在地や詳細な用途が特定されないような公表方法とさせていただきます。

(2) 今回の調査を含めた累計結果（第1回から第3回分まで）

計 28 井戸（適合 15 井戸、超過 13 井戸）の検査を実施しましたが、
飲用として使用されている井戸はありませんでした。

調査対象エリア	PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L)	指針値超過の有無
A	17	適合
	900	超過
	1, 100	超過
	1, 500	超過
	2, 100	超過
B	5ng/L 未満 (10 井戸)	適合
	7	適合
	9	適合
	63	超過
	100	超過
	120	超過
	2, 900	超過
C	18	適合
	53	超過
	200	超過
	290	超過
	410	超過
	580	超過
D	24	適合

ア これまでの調査結果に基づく地下水汚染の広がり の考察

現時点における周辺地下水への汚染の広がりについて、以下の傾向が確認されました。

(ア) 道閑堀排水路の右岸側（ハツロ方面）のエリアにおいては、指針値超過は確認されていません。

(イ) 指針値を超過した井戸の位置関係から、地下水汚染は、事業所を起点として、主に「北東から東南東」の方向へ扇状に広がっていることが確認されました。

2 事業所排水及び水路の水質調査結果

本市の指導に基づく汚染排水流出防止対策により、数値は概ね低く抑えられています。

なお、令和 8 年 5 月 22 日調査の事業所最終放流口で前回比約 4 倍 (139 ng/L)

の上昇がみられたため、事業者は原因と推測される処理装置の曝気不足※1対策をすでに講じております。

また、雨水排水系統における個別地点の調査及び残留 PFAS の流出防止対策の強化についても検討しています。

調査地点	調査年月	PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L)	指針値超過 の有無
事業所最終放流口	令和 7 年 6 月	1,100	—※2
	令和 8 年 4 月 28 日	30.2	
	令和 8 年 5 月 22 日	139	
道閑堀排水路 接続地点	令和 8 年 4 月 7 日	110	超過
	令和 8 年 4 月 28 日	47.8	適合
	令和 8 年 5 月 22 日	40	適合

※1 曝気不足は、水中の気泡の減少をもたらし、PFAS の気泡への吸着及び水面への浮上分離を阻害するため、処理能力が低下する要因となります。

※2 水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく排水基準はありません。

3 今後の対応について

本市では、市民の皆様の安全確保を最優先に、引き続き以下の対応を講じてまいります。

(1) 周辺井戸追加調査及び飲用自粛の周知の実施

超過が確認された井戸からさらに下流側へ対象エリアを拡大し、戸別訪問による利用状況の確認及び井戸水質調査を速やかに実施します。

また、対象エリアの皆様には、安全が確認されるまでの間、井戸水の飲用自粛を引き続きお願いしてまいります。

(2) 周辺監視の継続

事業所最終放流口及び公共用水域（道閑堀排水路）への接続地点において、引き続き定期的な水質モニタリングを実施し、状況の変化を注視してまいります。

(3) 正確な情報の迅速な提供

今後の調査結果等につきましても、市ホームページ等を通じて迅速かつ透明性の高い情報発信に努めてまいります。